



# 熊本県公報

第 1 2 2 5 7 号

平成 25 年 10 月 15 日 (火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 1
- 熊本県歯科医師国民健康保険組合の規約変更に伴う認可…………… (国保・高齢者医療課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神医療)の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神医療)の更新…………… ( " ) 2
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 3
- 道路の供用開始…………… ( " ) 3
- 救急医療機関に関する認定…………… (医療政策課) 3
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 3
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( " ) 4
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( " ) 4
- 菊池都市計画用途地域の変更(菊池市決定)…………… (都市計画課) 4
- 菊池都市計画特定用途制限地域の決定(菊池市決定)…………… ( " ) 4
- 菊池都市計画特別用途地区の変更(菊池市決定)…………… ( " ) 4
- 平成 25 年度第 1 回熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会開催…………… (熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会事務局) 5
- 平成 25 年 9 月 3 日熊本県公報第 1 2 2 4 5 号目次中…………… (財政課) 5

### 公 告

- 道路の位置の指定…………… (建築課) 3
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( " ) 4
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( " ) 4
- 菊池都市計画用途地域の変更(菊池市決定)…………… (都市計画課) 4
- 菊池都市計画特定用途制限地域の決定(菊池市決定)…………… ( " ) 4
- 菊池都市計画特別用途地区の変更(菊池市決定)…………… ( " ) 4

### 登 載 依 頼

- 平成 25 年度第 1 回熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会開催…………… (熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会事務局) 5

### 正 誤

- 平成 25 年 9 月 3 日熊本県公報第 1 2 2 4 5 号目次中…………… (財政課) 5

## 告 示

### 熊本県告示第 9 2 1 号

介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 25 年 10 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

| 事業所の名称及び所在地                                 | 事業者名   | 指定年月日            |
|---|--------|------------------|
| デイサービスセンター優光<br>球磨郡多良木町大字多良木 2 8 0<br>9 - 1 | 株式会社優光 | 平成 25 年 10 月 4 日 |

### 熊本県告示第 9 2 2 号

介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 25 年 10 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

| 事業所の名称及び所在地                                 | 事業者名   | 指定年月日            |
|---|--------|------------------|
| デイサービスセンター優光<br>球磨郡多良木町大字多良木 2 8 0 9<br>- 1 | 株式会社優光 | 平成 25 年 10 月 4 日 |

**熊本県告示第 9 2 3 号**

国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 2 7 条第 2 項の規定により次のとおり熊本県歯科医師国民健康保険組合の規約の変更を認可したので、国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号）第 7 条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 5 年 1 0 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 組合の地区及び組合員の範囲   |   | 認可年月日              |
|---|---|--------------------|
| 変更前   | 変更後   |                    |
| 組合の地区<br>熊本県の区域内の市町村及び次に掲げる区域<br>福岡県 福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、久留米市、筑後市、みやま市、大牟田市<br>佐賀県 鳥栖市、基山町<br>鹿児島県 鹿児島市、出水市、薩摩川内市<br>大分県 日田市<br>宮崎県 五ヶ瀬町 | 組合の地区<br>熊本県の区域内の市町村及び次に掲げる区域<br>福岡県 福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、久留米市、筑後市、みやま市、大牟田市、柳川市<br>佐賀県 鳥栖市、基山町<br>鹿児島県 鹿児島市、出水市、薩摩川内市、伊佐市<br>大分県 日田市<br>宮崎県 五ヶ瀬町 | 平成 2 5 年 1 0 月 4 日 |

**熊本県告示第 9 2 4 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 1 0 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

| 指定自立支援医療機関の名称及び所在地              | 指定年月日              |
|---------------------------------|--------------------|
| 有限会社船の尾薬局アクア薬局<br>天草市中村町 3 7 番地 | 平成 2 5 年 1 0 月 1 日 |
| うさぎ薬局人吉店<br>人吉市鍛冶屋町 6 5 番地      | 平成 2 5 年 1 0 月 1 日 |

**熊本県告示第 9 2 5 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 1 0 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

| 指定自立支援医療機関の名称及び所在地                                  | 指定更新年月日            |
|---|--------------------|
| 宇土まつやま調剤薬局<br>宇土市松山町 1 9 2 1 番地 3                   | 平成 2 5 年 1 0 月 1 日 |
| サン薬局大矢野店<br>上天草市大矢野町中 1 1 8 8 番地 1                  | 平成 2 5 年 1 0 月 1 日 |
| 有限会社くすりのエスエス堂百太郎薬局<br>球磨郡錦町西字百太郎 3 6 0 4 番地 1 0 5 号 | 平成 2 5 年 1 0 月 1 日 |
| そよう病院訪問看護ステーション<br>上益城郡山都町滝上 4 7 6 番地 2             | 平成 2 5 年 1 0 月 1 日 |

**熊本県告示第926号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年10月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名   | 供用を開始する区間  | 延長<br>(メートル) | 備考    |
|-------|-------|--|--------------|-------|
| 一般県道  | 郡浦網田線 | 宇土市下網田町字独地藏<br>1585番1地先から<br>宇土市下網田町字西品瀬<br>1423番1地先まで | 169.0        | 24条工事 |

2 供用を開始する期日 平成25年10月15日

**熊本県告示第927号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年10月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名   | 供用を開始する区間                                      | 延長<br>(メートル) | 備考   |
|-------|-------|--|--------------|------|
| 主要地方道 | 牛深天草線 | 天草市二浦町亀浦字浜ノ丸<br>4208番1地先から<br>同所<br>4210番1地先まで | 200.0        | 一括道路 |

2 供用を開始する期日 平成25年10月15日

**熊本県告示第928号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院又は救急診療所を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する

平成25年10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(救急病院)

| 名 称          | 所 在 地            | 認 定 期 間                      |
|--------------|------------------|------------------------------|
| 熊本脳神経外科病院    | 熊本市中央区本荘六丁目1番21号 | 平成25年9月30日から<br>平成28年9月29日まで |
| 西日本病院        | 熊本市東区八反田三丁目20番1号 | 平成25年9月30日から<br>平成28年9月29日まで |
| 国民健康保険宇城市民病院 | 宇城市松橋町豊福505番地    | 平成25年9月30日から<br>平成28年9月29日まで |

(救急診療所)

| 名 称       | 所 在 地            | 認 定 期 間                      |
|-----------|------------------|------------------------------|
| 緒方脳神経外科医院 | 熊本市西区池田一丁目14番82号 | 平成25年9月30日から<br>平成28年9月29日まで |

**公 告**

**熊本県公告第561号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成25年10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市中央区南熊本三丁目11番5号
- 2 築造者の氏名 合資会社マツダ商事
- 3 道路の位置 荒尾市荒尾字西貞尾2796番3の一部、同2796番7、同2796番9、同2796番18、同2796番19、同2798番3、同2798番6、同2798番7、同2805番2の一部、同2805番3の一部及び里道の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートルから4.38メートルまで
- 5 道路の延長 79.51メートル
- 6 指定年月日 平成25年9月12日
- 7 指定番号 熊本県指令玉名景建第23号

**熊本県公告第562号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成25年10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字辛川字中尾1936番1、同1936番4、同1936番7、同1936番8、同1938番2及び里道の一部  
4,316.26平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡菊陽町大字辛川1929番地  
社会福祉法人 清陽会

**熊本県公告第563号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。  
平成25年10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
宇土市境目町字柳町419番4、同420番1、同420番4及び同420番5  
2,892.35平方メートル（全体区域面積4,998.25平方メートル）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目6番12  
株式会社 ローソン 九州ローソン支社

**熊本県公告第564号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により菊池都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。  
平成25年10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第565号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により菊池都市計画特定制限地域の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。  
平成25年10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第566号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により菊池都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。  
平成25年10月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**登 載 依 頼**

**熊 本 県 福 祉 サ ー ビ ス 第 三 者 評 価 推 進 委 員 会 公 告 第 1 号**

平成 25 年 度 第 1 回 熊 本 県 福 祉 サ ー ビ ス 第 三 者 評 価 推 進 委 員 会 を 次 の と お り 開 催 し ま す 。  
な お 、 当 該 会 議 の 傍 聴 手 続 き は 、 次 の と お り で す 。  
平 成 25 年 10 月 15 日

熊 本 県 福 祉 サ ー ビ ス 第 三 者 評 価 推 進 委 員 会 事 務 局  
(熊 本 県 健 康 福 祉 部 健 康 福 祉 政 策 課 長)

- 1 開 催 日 時  
平 成 25 年 10 月 15 日 (火)  
午 前 10 時 から 正 午 ま で
- 2 開 催 場 所  
熊 本 県 熊 本 市 中 央 区 水 前 寺 六 丁 目 18 番 1 号  
熊 本 県 庁 行 政 棟 本 館 5 階 審 議 会 室
- 3 議 題  
(1) 委 員 長 の 選 任 に つ い て  
(2) 評 価 基 準 (【 児 童 養 護 施 設 版 】、【 乳 児 院 版 】、【 情 緒 障 害 児 短 期 治 療 施 設 版 】、【 児 童 自 立 支 援 施 設 版 】、【 母 子 生 活 支 援 施 設 版 】 の 策 定 に つ い て  
(3) そ の 他
- 4 報 告  
(1) 第 三 者 評 価 事 業 の 進 捗 状 況 に つ い て
- 5 傍 聴 者 の 定 員  
10 人
- 6 傍 聴 手 続 き  
(1) 傍 聴 希 望 者 は 、 会 議 の 開 催 予 定 時 刻 の 5 分 前 ま で に 、 当 該 会 議 の 会 場 に お い て 、 受 付 の 上 、 事 務 局 の 指 示 に 従 い 、 会 議 の 会 場 に 入 る こ と が で き ま す 。  
(2) 傍 聴 の 手 続 き は 、 先 着 順 で 行 い 、 定 員 に な り 次 第 終 了 し ま す 。
- 7 問 い 合 わ せ 先  
熊 本 県 熊 本 市 中 央 区 水 前 寺 六 丁 目 18 番 1 号  
熊 本 県 福 祉 サ ー ビ ス 第 三 者 評 価 推 進 委 員 会 事 務 局  
(熊 本 県 健 康 福 祉 部 健 康 福 祉 政 策 課 福 祉 の ま ち づ くり 室)  
(電 話 096-333-2201)

**正 誤**

平 成 25 年 9 月 3 日 熊 本 県 公 報 第 1 2 2 4 5 号 目 次 中 に 誤 り が あ っ た の で 、 次 の と お り 訂 正 す る 。

| ペ ー ジ | 行  | 正                              | 誤                              |
|-------|----|--------------------------------|--------------------------------|
| 1     | 17 | 平 成 25 年 9 月 県 議 会 定 例 会 の 招 集 | 平 成 25 年 9 月 県 議 会 定 例 会 の 召 集 |